

第十章 雑則及び罰則

(相続税、贈与税共通)

第一節 雑 則

一 市町村長等の通知

市町村長その他戸籍に関する事務をつかさどる者は、死亡又は失踪^{そう}に関する届書を受理したときは、当該届書に記載された事項を、当該届書を受理した日の属する月の翌月末日までにその事務所の所在地の所轄税務署長に通知しなければならない。(法58①)

(市町村が処理する事務の区分)

注 一の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第9項第1号(法定受託事務)に規定する第1号法定受託事務とする。(法58②)

二 調書の提出

1 法定調書の提出

次の各号に掲げる者で相続税法の施行地に営業所、事務所その他これらに準ずるもの(以下**1**及び**3**において「**営業所等**」という。)を有するものは、その月中に支払った生命保険契約の保険金若しくは損害保険契約の保険金のうち注で定めるもの又は支給した**退職手当金等**(第二章第二節三の(二)に掲げる給与をいう。以下**1**において同じ。)について、翌月15日までに、**6**で定めるところにより作成した当該各号に定める調書を当該調書を作成した営業所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。ただし、保険金額又は退職手当金等の金額が**2**の財務省令で定める額以下である場合は、この限りでない。(法59①、規31)

(一) 保険会社等	支払った保険金(退職手当金等に該当するものを除く。)に関する受取人別の調書(第5号書式又は第6号書式による)
(二) 退職手当金等を支給した者	支給した退職手当金等に関する受給者別の調書(第7号書式による)

(注) 一線部分の規定は、平成27年度改正により追加された部分で、改正規定は平成30年1月1日から適用される。(平27改所法等附1八)

- ◎「**第5号書式 生命保険金・共済金受取人別支払調書**」……380ページ参照
- ◎「**第6号書式 損害(死亡)保険金・共済金受取人別支払調書**」……381ページ参照
- ◎「**第7号書式 退職手当金等受給者別支払調書**」……382ページ参照

(調書の提出を要する損害保険契約の保険金等)

注 **1**に規定する損害保険契約の保険金は、自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)第5条《責任保険又は責任共済の契約の締結強制》に規定する自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済の契約、原子力損害の賠償に関する法律(昭和36年法律第147号)第8条《原子力損害賠償保険契約》に規定する原子力損害賠償責任保険契約その他の損害賠償責任に関する保険又は共済に係る契約に基づく保険金(共済金を含む。以下同じ。)以外の保険金とする。(令30①、1の4)

2 調書の記載事項等

(注) **2**の見出しは、平成27年度改正により改正されており、改正規定は、平成30年1月1日から適用され、平成29年12月31日以前の適用については、「調書の記載事項等」とあるのは、「調書提出の限度等」とする。(平27改規附1一)

(相続税法の規定により作成する調書の記載事項)

(1) 保険金(1の(一)に規定する保険金をいう。以下(1)及び(4)において同じ。)の支払をする保険会社等(第一章第四節一《原則》の(五)に規定する保険会社等をいう。3の(1)において同じ。)で法の施行地に営業所等(1に規定する営業所等をいう。(2)及び3の(1)において同じ。)を有するものは、1((一)に係る部分に限る。)の規定により、保険金の支払を受ける者の各人別に、次に掲げる事項を記載した調書を作成しなければならない。(規30④)

(一) その支払を受ける者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号

(二) その月中に支払った保険金の金額

(三) その支払の基礎となる契約に係る保険料(共済掛金を含む。(六)ロ及び3の(1)の(六)において同じ。)の総額

(四) その支払の確定した日

(五) その支払の直前において(三)の契約に係る契約者であった者((六)ロにおいて「現契約者」という。)の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号

(六) (三)の契約(3の(2)の(三)から(五)までに掲げるものを除く。)の締結後に当該契約に係る契約者の変更(当該契約に係る契約者の死亡に伴い行われるものを除く。イ及びハにおいて同じ。)が行われた場合には、次に掲げる事項

イ 当該契約者の変更(当該契約に係る契約者の変更が2回以上行われた場合には、最後の契約者の変更)前の契約者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

ロ 当該契約に係る現契約者が払い込んだ保険料の額

ハ 当該契約に係る契約者の変更が行われた回数

(七) その他参考となるべき事項

(注)1 (1)は、平成27年度改正により創設されたもので、改正規定は、平成30年1月1日から適用される。(平27改規附1一)

2 (六)の規定は、保険会社等の営業所等が契約の締結後に当該契約に係る契約者の変更(当該契約に係る契約者の死亡に伴い行われるものを除く。)の手続を行うことにより、平成30年1月1日以後に当該契約者の変更の効力が生ずる場合について適用する。この場合において、同日前に効力が生じた当該契約に係る契約者の変更の回数は、同(六)のハの回数に含まないものとする。(平27改規附2)

(退職手当金等の規定により作成する調書の記載事項)

(2) 退職手当金等(1に規定する退職手当金等をいう。以下(2)及び(4)において同じ。)の支給をする者で法の施行地に営業所等を有するものは、1((二)に係る部分に限る。)の規定により、退職手当金等の支給を受ける者の各人別に、次に掲げる事項を記載した調書を作成しなければならない。(規30②)

(一) その支給を受ける者の氏名、住所又は居所及び個人番号

(二) その月中に支給をした退職手当金等の金額

(三) その支給の確定した日

(四) その他参考となるべき事項

(注) (2)は、平成27年度改正により創設されたもので、改正規定は、平成30年1月1日から適用される。(平27改規附1一)

(ただし書に規定する財務省令で定める額)

(3) 1のただし書に規定する財務省令で定める額は、100万円とする。(規30③)

(年金として支払う保険金又は退職手当金等の調書作製時期)

(4) 保険金又は退職手当金等を年金として支払又は支給を受ける権利については、当該権利が確定したときに第二章第二節六の2の規定により評価した金額による当該保険金又は退職手当金等の支払又は支給があったものとして、1の規定を適用する。(規30④)

(退職手当金等の支払調書の提出限度)

(5) 適格退職年金契約等に基づいて二以上の信託会社又は生命保険会社が支給する年金又は一時金の額が、2に規定する100万円の金額を超えるかどうかは、当該二以上の信託会社又は生命保険会社が支給する金額の合計額により判定するものとする。(基通59-1)

(注) 二以上の信託会社又は生命保険会社と締結した適格退職年金契約には、次のようなものがある。

(一) 二以上の信託会社が共同で同一の契約書により受託する共同受託契約

(二) 二以上の生命保険会社が共同で同一の契約書により事務を引き受ける共同取扱契約

(三) 退職年金制度を一定の方法により二以上に分割し、その分割した数だけの退職年金契約を締結する分割契約

3 死亡による保険契約の契約者変更時の調書の提出

保険会社等での法律の施行地に営業所等を有するものは、生命保険契約又は損害保険契約の契約書が死亡したことに伴いこれらの契約の契約者の変更の手続を行った場合には、当該変更の効力が生じた日の属する年の翌年1月31日までに、財務省令で定めるところにより作成した調書を当該調書を作成した営業所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。ただし、当該変更の手続を行った生命保険契約又は損害保険契約が、解約返戻金に相当する金額が一定金額以下のものである場合その他の財務省令で定めるものである場合は、この限りではない。(法59②)

(注) **3**は、平成27年度改正により創設されたもので、改正規定は、保険会社等の営業所等が生命保険契約又は損害保険契約の契約者が死亡したことに伴い契約者の変更の手続を行うことにより、平成30年1月1日以後に当該変更の効力が生ずる場合について適用する。(平27改所法等附34④、1八)

(法の規定により作成する調書の記載事項)

(1) 生命保険契約(第二章第二節二《生命保険金等》の(一)に規定する生命保険契約をいう。(2)において同じ。)又は損害保険契約(同(一)に規定する損害保険契約をいう。同項において同じ。)の契約者が死亡したことに伴いこれらの契約の契約者の変更の手続を行った保険会社等で法の施行地に営業所等を有するものは、**3**の規定により、その変更後の契約者別に、次に掲げる事項を記載した調書を作成しなければならない。(規30⑤)

- (一) その変更後の契約者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
- (二) その変更前の契約者の氏名及び住所又は居所
- (三) その変更前の契約者が死亡した日
- (四) その変更の効力が生じた日
- (五) その変更に係る契約の解約返戻金相当額((三)(四)に掲げる日のいずれかの日において当該契約を解約するとしたならば支払われるべき解約返戻金の金額をいう。(2)の(一)において同じ。)
- (六) (五)の契約に係る保険料の総額及び(二)の契約者が払い込んだ保険料の金額
- (七) その他参考となるべき事項

(注) (1)は、平成27年度改正により創設されたもので、改正規定は、平成30年1月1日から適用される。(平27改規附1一)

(財務省令で定める契約)

(2) **3**ただし書に規定する財務省令で定める契約は、次のいずれかに該当する契約とする。(規30⑥)

- (一) 解約返戻金相当額が100万円以下である生命保険契約又は損害保険契約
- (二) 一定期間内に保険事故(共済事故を含む。)が発生しなかった場合において返還金その他これに準ずるものの支払がない生命保険契約又は損害保険契約
- (三) 第二章第二節二の**2**の(一)《生命保険契約等の範囲》の(三)のホ若しくはへに掲げる契約又は同二の**3**の(一)《損害保険契約等の範囲》の(二)のホに掲げる契約
- (四) 普通保険約款において、団体又は団体の代表者を契約者とし、当該団体に所属する者を保険法(平成20年法律第56号)第2条第4号(定義)に規定する被保険者としてとなっている生命保険契約又は損害保険契約
- (五) マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第2条第3号(定義)に規定する管理組合又は同条第4号に規定する管理者等を契約者とし、建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第4項(定義)に規定する共用部分又は同法第67条第1項(団地共用部分)に規定する団地共用部分を保険の目的とする損害保険契約

(注) (2)は、平成27年度改正により創設されたもので、改正規定は、平成30年1月1日から適用される。(平27改規附1一)

4 信託に関する受益者の調書の提出

信託の受託者でこの法律の施行地に当該信託の事務を行う営業所、事務所、住所、居所その他これらに準ずるもの(以下**4**において「**営業所等**」という。)を有するものは、次に掲げる事由が生じた場合には、当該事由が生じた日の属する月の翌月末日までに、**7**で定める様式(第8号書式による)に従って作成した受益者別(受益者としての権利を現に有する者の存しない信託にあつては、委託者別)の調書を当該営業所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。ただし、信託に関する権利又は信託財産の価額が一定金額以下であることその他(1)の財務省令で定める事由に該当する場合は、この限りでない。(法59①③)

- (一) 信託の効力が生じたこと(当該信託が遺言によりされた場合にあつては、当該信託の引受けがあつたこと。)
- (二) 第二章第三節**5**の**1**の①に規定する受益者等が変更されたこと(同①に規定する受益者等が存するに至つた場合又は存しなくなった場合を含む。)
- (三) 信託が終了したこと(信託に関する権利の放棄があつた場合その他(2)の政令で定める場合を含む。)

(四) 信託に関する権利の内容に変更があったこと。

◎「第9号書式 信託に関する受益者別（委託者別）調書」……384ページ参照

(財務省令で定める事由)

(1) 4のただし書に規定する財務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。(規30⑦)

- (一) 受託者の引き受けた信託について受益者（受益者としての権利を現に有する者の存しない信託にあつては、委託者。以下(一)において同じ。）別に当該信託の信託財産を相続税法第22条から同法第25条までの規定により評価した価額（その年の1月1日から当該信託につき4各号に掲げる事由が生じた日の前日までの間に当該信託と受益者が同一である他の信託（以下(一)において「従前信託」という。）について当該事由が生じていた場合は、当該信託及び当該従前信託の信託財産をそれぞれ同法第22条から同法第25条までの規定により評価した価額の合計額）が50万円以下であること（当該信託又は当該従前信託についてこれらの信託財産を同法第22条から同法第25条までの規定により評価することを困難とする事情が存する場合を除く。）。
- (二) 受託者の引き受けた信託が投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第3項《定義》に規定する投資信託であること。
- (三) 受託者の引き受けた貸付信託（貸付信託法（昭和27年法律第195号）第2条第1項《定義》に規定する貸付信託をいう。以下(2)において同じ。）の受益権が当該貸付信託の無記名式の同条第2項に規定する受益証券に係るものであること。
- (四) 受託者の引き受けた受益証券発行信託（信託法（平成18年法律第108号）第185条第3項《受益証券の発行に関する信託行為の定め》に規定する受益証券発行信託をいう。）の受益権が当該受益証券発行信託の無記名式の同条第1項に規定する受益証券に係るものであること。

(五) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事由

イ 4の(一)に掲げる事由が生じた場合 受託者の引き受けた信託が次に掲げるものであること。

- ① 第二編第三章八の2に規定する特定障害者扶養信託契約に基づく信託
- ② 第二編第三章の十《直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税》の2の(二)のイに規定する教育資金管理契約に基づく信託
- ③ 第二編第三章の十一《直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税》の2の(二)のイに規定する結婚・子育て資金管理契約に基づく信託
- ④ 委託者と受益者等（第二章第三節五の1の①に規定する受益者等をいう。以下(五)において同じ。）とが同一である信託

ロ 4の(二)に掲げる事由が生じた場合 次に掲げる事由

- ① 受託者の引き受けた信託について生じた4の(二)に掲げる事由が所得税法第224条の3第2項《株式等の譲渡の対価の受領者の告知》に規定する株式等又は同法第224条の4《信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知》に規定する信託受益権の譲渡によるものであることから、当該信託の受託者が同法第225条第1項《支払調書及び支払通知書》に規定する調書を同項の規定により提出することとなること。
- ② 受託者の引き受けた信託が顧客分別金信託等（金融商品取引法第43条の2第2項《分別管理》の規定による信託、貸金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第26号）第2条第1項第2号《貯蓄金の保全措置》に規定する信託契約に基づく信託その他これらに類する信託をいう。ハの③において同じ。）であること。
- ③ 4の(二)に掲げる事由が次に掲げる事由により生じたこと。
 - (i) 受託者の引き受けた信託について受益者等の合併又は分割があったこと。
 - (ii) 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第5条第1項《定型的信託契約約款の変更等》に規定する定型的信託契約に基づく信託の受益権について同条第4項の規定による買取りの請求があったことにより当該信託の受託者が当該受益権を買い取ったこと（当該受託者が当該受益権を遅滞なく消却する場合に限る。）。
 - (iii) 貸付信託法第6条第6項《信託約款の変更》又は第11条《受託者による受益証券の取得》の規定により貸付信託の受託者が当該貸付信託の同法第2条第2項に規定する受益証券を買い取ったこと（当該受託者が当該受益証券に係る受益権を遅滞なく消却する場合に限る。）。

ハ 4の(三)に掲げる事由が生じた場合 次に掲げる事由

- ① 受託者の引き受けた信託が第二編第三章の十の2の(二)のイに規定する教育資金管理契約に基づく信託であること。
- ② 受託者の引き受けた信託が第二編第三章の十一の2の(二)のイに規定する結婚・子育て資金管理契約に基づく

信託であること。

- ③ 受託者の引き受けた信託が顧客分別金信託等であること。
- ④ 受託者の引き受けた信託の終了直前の受益者等が当該受益者等として有していた当該信託に関する権利に相当する当該信託の残余財産の給付を受けるべき、又は帰属すべき者となったこと。
- ⑤ 受託者の引き受けた信託の残余財産がないこと。
- ⑥ 受託者（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第1条第1項《兼営の認可》に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関に限る。）の引き受けた貸付信託又は合同運用信託（法人税法第2条第26号《定義》に規定する合同運用信託をいう。）の残余財産が信託法第182条第3項《残余財産の帰属》の規定により当該受託者に帰属したこと。

ニ 4の(四)に掲げる事由が生じた場合 次に掲げる事由

- ① 受託者の引き受けた信託の受益者等が一の者であること。
- ② 受託者の引き受けた信託の受益者等（法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者を含む。）がそれぞれ有する当該信託に関する権利の価額に変動がないこと。

（政令で定める場合）

- (2) 4の(三)に規定する政令で定める場合は、信託に関する権利が消滅した場合とする。（令30②）

5 税務署長の請求に係る調書の提出

相続税法の施行地に営業所又は事務所を有する法人は、相続税又は贈与税の納税義務者又は納税義務があると認められる者について税務署長の請求があった場合においては、これらの者の財産又は債務について当該請求に係る調書を作成して提出しなければならない。（法59④）

6 光ディスク等による調書の提出

1の各号、3又は4に定める調書（以下6において単に「調書」という。）のうち、当該調書の提出期限の属する年の前々年の1月1日から12月31日までの間に提出すべきであった当該調書の枚数として(1)の財務省令で定めるところにより算出した数が1,000以上であるものについては、当該調書を提出すべき者は、1、3又は4の規定にかかわらず、当該調書に記載すべきものとされるこれらの規定に規定する事項（以下6において「記載事項」という。）を次に掲げる方法のいずれかによりこれらの規定に規定する所轄税務署長に提供しなければならない。（法59⑤）

(一) (2)の財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う電子情報処理組織（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項《電子情報処理組織による申請等》に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用する方法として(3)の財務省令で定める方法

(二) 当該記載事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の(4)の財務省令で定める記録用の媒体（以下6において「光ディスク等」という。）を提出する方法

（注）——線部分の規定は、平成27年度改正により追加された部分で、改正規定は、平成30年1月1日から適用される。（平27改所法等附1八）

（調書の枚数の算出方法）

(1) 6に規定する財務省令で定めるところにより算出した数は、6に規定する調書の提出期限の属する年の前々年の1月1日から12月31日までの間にその者が提出すべきであった当該調書の第5号書式から第9号書式までの書式ごとの枚数とする。（規30⑧）

（注）——線部分の規定は、平成27年度改正により改正された部分で、改正規定は、平成30年1月1日から適用され、平成29年12月31日以前の適用については、「第9号書式」とあるのは「第8号書式」とする。（平27改規附1一）

（所轄税務署長への届出）

(2) 調書を提出すべき者が6の(一)に規定する電子情報処理組織を使用して6に規定する記載事項（(3)及び7の(3)において「記載事項」という。）を1、3又は4に規定する所轄税務署長に提供しようとする場合における届出その他の手続については、国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成15年財務省令第71号）第4条《事前届出》の規定の例による。（規30⑨）

（注）——線部分の規定は、平成27年度改正により追加された部分で、改正規定は、平成30年1月1日から適用される。（平27改規附1一）

(財務省令で定める提出方法)

- (3) **6**の(一)に規定する財務省令で定める方法は、国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第5条第1項《電子情報処理組織による申請等》の定めるところにより記載事項を送信する方法とする。(規30⑩)

(財務省令で定める記録用の媒体)

- (4) **6**の(二)に規定する財務省令で定める記録用の媒体は、光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスクとする。(規30⑪)

(光ディスク等による調書に係る申請)

- (5) 調書を提出すべき者(**6**の規定に該当する者を除く。)は、(6)の政令で定めるところにより**1**、**3**又は**4**に規定する所轄税務署長(**7**において「所轄税務署長」という。)の承認を受けた場合又はこれらの規定により提出すべき調書の提出期限の属する年以前の各年のいずれかの年において**6**の規定に基づき記載事項を記録した光ディスク等を提出した場合には、その者が提出すべき調書の記載事項を記録した光ディスク等の提出をもって当該調書の提出に代えることができる。(法59⑥)

(注) — 線部分の規定は、平成27年度改正により追加された部分で、改正規定は、平成30年1月1日から適用される。(平27改所法等附1八)

(光ディスク等による調書に係る申請書の提出)

- (6) (5)の承認を受けようとする**6**に規定する調書を提出すべき者は、その者の氏名又は名称及び住所、その提出しようとする**5**の(二)に規定する光ディスク等の種類その他の(7)の財務省令で定める事項を記載した申請書を(8)に規定する所轄税務署長に提出しなければならない。(令30③)

(申請書の記載事項)

- (7) (6)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。(規30②)
- (一) (6)の申請書の提出をする者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号(個人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所若しくは居所又は所在地。**7**の(3)において同じ。)
 - (二) (5)の承認を受けようとする旨
 - (三) **6**の(二)に規定する光ディスク等の種類
 - (四) **6**の(二)に規定する光ディスク等の規格
 - (五) その他参考となるべき事項

(書面による通知)

- (8) (6)及び**7**の(2)の所轄税務署長は、(6)の申請書の提出があつた場合において、その申請につき承認をし、又は承認をしないこととしたときは、その申請をした者に対し、その旨を書面により通知するものとする。(令30⑤)

(光ディスク等の提出等による調書の提出)

- (9) **6**又は**7**の規定により行われた記載事項の提供及び(5)の規定により行われた光ディスク等の提出については、**1**、**3**又は**4**の規定による調書の提出とみなして、これらの規定、**四**の**1**及び第二節の**4**並びに国税通則法第7章の二(国税の調査)及び第127条(罰則)の規定を適用する。(法59⑧)

(注) — 線部分の規定は、平成27年度改正により追加された部分で、改正規定は、平成30年1月1日から適用される。(平27改所法等附1八)

7 税務署長の承認を受けた場合の調書の提出

調書を提出すべき者が、(1)で定めるところにより所轄税務署長の承認を受けた場合には、その者は、**1**、**3**又は**4**の規定及び**6**の規定にかかわらず、**6**の各号に掲げる方法のいずれかの方法により、当該調書の記載事項を(2)で定める税務署長に提供することができる。(法59⑦)

(注) — 線部分の規定は、平成27年度改正により追加された部分で、改正規定は、平成30年1月1日から適用される。(平27改所法等附1八)

(所轄税務署長の承認)

- (1) **5**又は**6**の申請書の提出があつた場合において、その申請書の提出の日から2月を経過する日までにその申請につ

き承認をし、又は承認をしないこととした旨の通知がなかったときは、同日においてその承認があったものとみなす。
(令30⑥)

(申請書の提出内容)

(2) 7の承認を受けようとする6に規定する調書を提出すべき者は、その者の氏名又は名称及び住所、当該調書の同項に規定する記載事項を提供しようとする税務署長その他の(3)の財務省令で定める事項を記載した申請書を所轄税務署長に提出しなければならない。(令30④)

(財務省令で定める事項)

(3) (2)の財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。(規30⑬)

- (一) 6の(8)の申請書の提出をする者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は所在地及び個人番号又は法人番号
- (二) 7の承認を受けようとする旨
- (三) 記載事項を提供しようとする税務署長及び当該税務署長に提供しようとする理由
- (四) 6の②の各号に掲げる方法のうちいずれの方法によるかの別
- (五) その他参考となるべき事項

(財務省令で定める税務署長)

(4) 7に規定する税務署長は、(2)の所轄税務署長への申請に基づく6の(8)又は(1)の規定による承認に係る(3)の(三)の税務署長とする。(規30⑭)

8 調書の書式

1の(一)の調書は第5号書式又は第6号書式により、1の(二)の調書は第7号書式により、4の調書は第8号書式により、同条第3項の調書は第9号様式による。(規31)

(注) — 線部分の規定は、平成27年度改正により追加された部分で、改正規定は、平成30年1月1日から適用される。(平27改規附1一)

第5号書式

平成 年分 生命保険金・共済金受取人別支払調書										
保険金等受取人	住所 (居所)							氏名又は名称		
								個人番号又は法人番号		
保険契約者等 (又は保険料等払込人)	又は							氏名又は名称		
								個人番号又は法人番号		
被保険者等	所在地							氏名又は名称		
保 険 金 額 等		増加又は割増保険金額等		未 払 利 益 配 当 金 等		貸付金額、同未収利息				
千 円		千 円		千 円		千 円				
未 払 込 保 険 料 等		前 納 保 険 料 等 払 戻 金		差 引 支 払 保 険 金 額 等		既 払 込 保 険 料 等				
千 円		千 円		千 円		千 円				
保 険 事 故 等				保 険 事 故 等 の 発 生 年 月 日		年 月 日		(摘要)		
保 険 等 の 種 類				保 険 金 等 の 支 払 年 月 日		年 月 日		(平成 年 月 日 提出)		
保 險	所 在 地									
会 社 等	名 称	(電話)				法 人 番 号				
整 理 欄		①			②					

○「個人番号又は法人番号」欄に個人番号(12桁)を記載する場合には、右詰で記載します。

323

備考

- 一 保険金等受取人及び保険契約者等(又は保険料等払込人)の個人番号又は法人番号欄には、当該保険金等受取人及び保険契約者等(又は保険料等払込人)の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号を記載すること。
- 二 保険事故等欄には、死亡、満期、解約等保険金又は共済金(これらに係る解約返戻金を含み、退職手当金等として支給されるものを除く。以下同じ。)の支払事由を記載すること。
- 三 解約の場合には、解約返戻金相当額を保険金額等欄に記載すること。
- 四 契約者以外の者が保険料又は共済掛金の払込みをしていることの明らかなものについては、保険契約者等欄に保険料払込人又は共済掛金払込人を記載すること。
- 五 相続税法第3条第1項第1号に規定する生命保険契約に基づき分配又は割戻しを受けた剰余金又は割戻金があるときは、当該剰余金又は割戻金の金額を既払込保険料等欄に外書すること。
- 六 保険金又は共済金を年金として支払うものについては、当該保険金又は共済金につき相続税法第24条の規定により評価した金額を保険金額等欄に、当該保険金又は共済金を年金として支払うものである旨及びその評価の根拠その他参考となるべき事項を摘要欄に、それぞれ記載すること。
- 七 保険会社等の法人番号欄には、一に規定する法人番号を記載すること。

第6号書式

損害（死亡）保険金・共済金受取人別支払調書

保険金等受取人	住所 (居所)		氏名又は名称																	
			個人番号又は法人番号	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
保険契約者等 (又は保険料等払込人)	又は		氏名又は名称																	
			個人番号又は法人番号	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
被保険者等	所在地		氏名又は名称																	
保 険 金 額 等			既 払 込 保 険 料 等																	
			円																	
保険事故等		保険事故等の 発生年月日	年	月	日	(摘要)														
保険等の 種類		保険金等の 支払年月日	年	月	日	(平成 年 月 日提出)														
保険会社等	所在地																			
	名称	(電話)	法人番号	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
整 理 欄	①		②																	

○「個人番号又は法人番号」欄に個人番号（12桁）を記載する場合には、右詰で記載します。

備考

- 一 保険金等受取人及び保険契約者等（又は保険料等払込人）の個人番号又は法人番号欄には、当該保険金等受取人及び保険契約者等（又は保険料等払込人）の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号を記載すること。
- 二 保険事故等欄には、保険金又は共済金（これらに係る解約返戻金を含む。）の支払事由を記載すること。
- 三 解約の場合には、解約返戻金相当額を保険金額等欄に記載すること。
- 四 契約者以外の者が保険料又は共済掛金の払込みをしていることの明らかなものについては、保険契約者等欄に保険料払込人又は共済掛金払込人を記載すること。
- 五 保険金又は共済金を年金として支払うものについては、当該保険金又は共済金につき相続税法第24条の規定により評価した金額を保険金額等欄に、当該保険金又は共済金を年金として支払うものである旨及びその評価の根拠その他参考となるべき事項を摘要欄に、それぞれ記載すること。
- 六 昭和46年3月31日以前に契約が締結されたものについては、契約の締結年月日を摘要欄に記載すること。
- 七 保険会社等の法人番号欄には、一に規定する法人番号を記載すること。

第7号書式

退職手当金等受給者別支払調書												
受給者	住 所						氏名					
							個人番号	□	□	□	□	□
退職者							氏名					
							個人番号	□	□	□	□	□
退職手当金等の種類			退職手当金等の給与金額				退職年月日					
			円				年 月 日					
退職時の地位職務			受給者と退職者との続柄				支払年月日					
							年 月 日					
(摘要)												
(平成 年 月 日 提出)												
支払者	営業所又は事務所等の所在地											
	営業所又は事務所等の名称又は氏名					(電話)						
	個人番号又は法人番号					□	□	□	□	□	□	
整 理 欄						①			②			

○「個人番号又は法人番号」欄に個人番号（12桁）を記載する場合には、右詰で記載します。

325

備考

- 一 受給者及び退職者の個人番号欄には、当該受給者及び退職者の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を記載すること。
- 二 退職手当金等の種類欄には、退職金、功労金、確定給付企業年金規約、企業型年金規約、個人型年金規約、適格退職年金契約又は共済契約に基づく年金又は一時金その他の年金又は一時金の名称を記載すること。
- 三 退職手当金等を年金として支給するものについては、当該退職手当金等につき相続税法第24条の規定により評価した金額を退職手当金等の給与金額欄に、当該退職手当金等を年金として支給するものである旨及びその評価の根拠その他参考となるべき事項を摘要欄に、それぞれ記載すること。
- 四 退職者の死亡年月日を摘要欄に記載すること。
- 五 支払者の個人番号又は法人番号欄には、当該支払者の一に規定する個人番号又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。

第 8 号書式

保険契約者等の異動に関する調査					
新保険契約者等	住所 (居所) 又は 所在地		氏名 又は 名称		
死亡した保険契約者等					
被保険者等					
解約返戻金相当額		既払込保険料等の総額		死亡した保険契約者等の 払込保険料等	
円		円		円	
評価日	1 保険契約者等の死亡日	保険契約者等の死亡日	年 月 日	(摘要)	
	2 契約者変更の効力発生日				
保険等の種類		契約者変更の効力発生日	年 月 日	(年 月 日提出)	
保険会社等	所在地				
	名称		法人番号		

(用紙 日本工業規格 A 6)

備考

- 一 新保険契約者等の欄には、生命保険契約又は損害保険契約（共済契約を含む。）の契約者の死亡に伴う当該契約の契約者の変更（以下「契約者変更」という。）のを行った場合における当該契約者変更後の契約者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は所在地を記載すること。
- 二 死亡した保険契約者等の欄には、契約者変更前の契約者の氏名及び住所又は居所を記載すること。
- 三 解約返戻金相当額の欄には、二の契約者の死亡日又は契約者変更の効力発生日のいずれかの日（以下「評価日」という。）において当該契約を解約するとしたならば支払われるべき解約返戻金の金額を記載すること。
- 四 評価日の欄には、三の解約返戻金相当額に係る評価日に対応する番号を○で囲むこと。
- 五 保険会社等の法人番号欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 15 項に規定する法人番号を記載すること。
- 六 合計表をこの様式に準じて作成し添付すること。

第9号書式

信託に関する受益者別（委託者別）調書										
受益者	住所 (居所)				氏名又は 個人番号又は 法人番号					
	特定委託者	又は				氏名又は 個人番号又は 法人番号				
						氏名又は 個人番号又は 法人番号				
委託者	所在地				氏名又は 個人番号又は 法人番号					
信託財産の種類		信託財産の所在場所			構造・数量等		信託財産の価額			
信託に関する権利の内容		信託の期間	提出事由	提出事由の生じた日	記号番号					
		自 . . 至						
(摘要) (平成 年 月 日提出)										
受益者	所在地又は 住所(居所)									(電話)
	営業所の 所在地等									(電話)
	名称又は 氏名									
	法人番号又は 個人番号									
整理欄		①			②					358

○「個人番号又は法人番号」又は「法人番号又は個人番号」欄に個人番号（12桁）を記載する場合には、右詰で記載します。

備考

- 一 「受益者」、「特定委託者」及び「委託者」の欄の「個人番号又は法人番号」の項には、当該受益者、特定委託者及び委託者の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号を記載すること。
- 二 「特定委託者」の欄には、相続税法第9条の2第5項に規定する特定委託者に関する事項を記載する。ただし、この調書を四3に掲げる場合に該当することにより提出するときには、信託法第182条第1項第2号に規定する帰属権利者（以下「帰属権利者」という。）又は同法第177条に規定する清算受託者に関する事項を記載するものとする。
- 三 「信託財産の価額」の欄には、信託財産を相続税法第22条から第25条までの規定により評価した価額を記載する。ただし、信託財産について当該規定により評価することを困難とする事由が存する場合は、この限りでない。
- 四 「提出事由」の欄には、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事由を記載する。
 - 1 相続税法第59条第2項第1号に規定する信託の効力が生じた場合 効力発生
 - 2 相続税法第59条第2項第2号に規定する受益者等が変更された場合 受益者変更
 - 3 相続税法第59条第2項第3号に規定する信託が終了した場合 信託終了
 - 4 相続税法第59条第2項第4号に規定する信託に関する権利の内容に変更があった場合 権利内容変更
- 五 摘要欄には、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項を記載する。ただし、7の場合において、7に規定する従前信託について信託に関する受益者別（委託者別）調書を提出しているとき、又は当該従前信託以外の信託に関する受益者別（委託者別）調書で摘要欄に当該7に規定する従前信託に係る7イからハマまでの事項を記載したものを提出しているときは、この限りでない。
 - 1 受益者又は特定委託者が存しない場合 その存しない理由
 - 2 相続税法第9条の3第1項に規定する受益者連続型信託の場合 その旨、その条件及びその期限並びに新たに信託に関する権利を取得する者又は同項の受益者指定権等を有する者の名称又は氏名及び所在地又は住所若しくは居所
 - 3 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託である場合 その旨
 - 4 信託法第182条第1項第1号に規定する残余財産受益者又は帰属権利者の定めがある場合 その旨、これらの者の名称又は氏名及び所在地又は住所若しくは居所並びに一に規定する法人番号又は個人番号
 - 5 この調書を四2又は3に掲げる場合に該当することにより提出するとき 変更前（終了直前）の受益者又は特定委託者の名称又は氏名及び所在地又は住所若しくは居所
 - 6 この調書を四4に掲げる場合に該当することにより提出するとき 「信託財産の種類」、「信託財産の所在場所」、「構造・数量等」、「信託財産の価額」、「信託に関する権利の内容」及び「信託の期間」の欄に係る変更のあった事項についての変更前の内容

第十章 雑則及び罰則

- 7 その年の1月1日からその信託につき四1から4までに定める事由が生じた日の前日までの間に当該信託と受益者（受益者としての権利を現に有する者の存しない信託にあつては、委託者。）が同一である他の信託（以下「従前信託」という。）について当該事由が生じていた場合で、当該信託の信託財産を相続税法第22条から第25条までの規定により評価した価額と当該従前信託の信託財産を相続税法第22条から第25条までの規定により評価した価額との合計額が50万円を超えることとなること、又は当該信託の信託財産を相続税法第22条から第25条までの規定により評価することを困難とする事情が存することからこの調書を提出することとなったとき 当該従前信託に係るイからハまでに掲げる事項
- イ 委託者及び特定委託者の名称又は氏名及び所在地又は住所若しくは居所（委託者別の調書の場合には、委託者に係る事項を除く。）
- ロ 信託財産の種類、信託財産の所在場所、構造・数量等、信託財産の価額、信託に関する権利の内容及び信託の期間（提出事由が四4に定める事由である場合にあつては、信託に関する権利の内容の変更前後のこれらの事項）並びに提出事由、提出事由の生じた日及び記号番号
- ハ 1から6までに定める事項
- 六 受託者の「所在地又は住所（居所）」の欄には受託者の本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所を、「営業所の所在地等」の欄には受託者が信託の引受けをした営業所、事務所その他これらに準ずるものの所在地を、「法人番号又は個人番号」の欄には受託者の一に規定する法人番号又は個人番号を記載する。